平成２７年（フ）第１２３号
山口市小郡光が丘17番１号
債務者　阿武　僚子
１　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
山口市鋳銭司3354番地
債務者　奈木野　悟
１　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第３０６号
千葉市美浜区打瀬１丁目９番地　パティオス９番街528号
破産者　辻　　裕之
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４９８号
千葉県市原市ちはら台南１丁目14番地１　ユーミーサンちはら107
破産者　山本　恭子（旧姓三津木）
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８４７号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番33棟402号
破産者　相澤　秀則
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０５０号
千葉県市原市若宮１丁目２番地４　グレートタカヤマ２Ｆ、開始決定時の住所千葉県市原市君塚３丁目５番地11
破産者　佐々木　栄
１　決定年月日　平成28年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２６８号
千葉県市川市行徳駅前４丁目18番１－302号（行徳第１マンション）
破産者　三武　宏至
１　決定年月日　平成28年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５７１号
千葉県浦安市堀江３丁目21番３号
破産者　首都圏物流サービス株式会社
１　決定年月日　平成28年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８１８号
千葉市稲毛区稲毛東２丁目10番14号
破産者　株式会社アウルアイ
１　決定年月日　平成28年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８９３号
千葉県八千代市高津505番地１　門原ハイツＡ棟102号
破産者　福富　直昭
１　決定年月日　平成28年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９３７号
千葉県市川市国分１－22－４－201、住民票上の住所千葉県東金市日吉台６丁目18番地１
破産者　嶋崎　佳史
１　決定年月日　平成28年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１９号
秋田県山本郡三種町森岳字木戸沢115番地
破産者　丸富観光株式会社
１　決定年月日　平成28年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第１２２号
群馬県太田市由良町1751番地１
破産者　両毛住販有限会社
１　決定年月日　平成28年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第９４６号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲3555番地モラージュ菖蒲１Ｆ
破産者　株式会社リトル
１　決定年月日　平成28年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８４１号
千葉市花見川区花見川２－４－312、住民票上の住所千葉市美浜区高浜１丁目５番４棟206号
破産者　駒原　妙美
１　決定年月日　平成28年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８６５号
千葉市中央区登戸１丁目15番32号キャピタル登戸２階
破産者　合同会社ワン・ファミリー
１　決定年月日　平成28年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８６６号
千葉市若葉区みつわ台２丁目22番６号　県住103号
破産者　岡崎　哲也
１　決定年月日　平成28年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２号
山梨県山梨市小原西1145番地３
破産者　有限会社ゴルフ山梨
１　決定年月日　平成28年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５７号
山梨県南アルプス市曲輪田新田603番地
破産者　株式会社杉山工務所
１　決定年月日　平成28年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２００号
山梨県甲府市丸の内３丁目10番９号
破産者　有限会社カトー
１　決定年月日　平成28年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５０１号
大阪府和泉市伏屋町２丁目13番７号
破産者　株式会社タカ建設
１　決定年月日　平成28年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係